未収金目標及び具体取組内容の一覧

所属名：此花区役所

頁	整理番号	債権名	所管部署（連絡先）
2	1	情報公開請求にかかる手数料	此花区役所　窓口サービス課（06-6466-9963）

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	此花区役所	担当	窓口サービス課（住民情報）	債権整理番号（3ケタ）	002	債権区分	非強制徴収公債権（非強公）	債権名	情報公開請求にかかる手数料

1. 令和2年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力　※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

（例）令和2年度修正目標＝令和2年度当初に、令和元年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和2年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	A	合計（過年度＋現年度）	A

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達 、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標）　※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

（単位：円）

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの調定繰越額	年度中の調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア＝前年度ケ”	イ＝アーウ（▲＝増加を表す）	ウ	エ	オ	カ＝イ＋エ＋オ	キ＝エ÷ウ	ク＝カ÷ア	ケ＝ウ-(エ＋オ)	ウ’	エ’	オ’	カ’＝エ’＋オ’	キ’＝エ’÷ウ’	ク’＝カ’÷ウ’	ケ’＝ウ’-（エ’＋オ’）	キ”＝（エ＋エ’）÷（ウ＋ウ’）	ク”＝（カ＋カ’）÷（ア＋ウ’）	ケ”＝ケ+ケ’
A	平30 実績	112	0	112	0	0	0	0.0%	0.0%	112	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	112
B	令元 実績	112	0	112	0	0	0	0.0%	0.0%	112	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	112
C	令2 修正目標	112	0	112	0	0	0	0.0%	0.0%	112	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	112
D	令2 実績	112	0	112	0	0	0	0.0%	0.0%	112	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	112
E	令3 当初目標	112	0	112	0	0	0	0.0%	0.0%	112	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	112
F	令3 修正目標	112	0	112			0	0.0%	0.0%	112	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	112
G	令4 当初目標	112	0	112			0	0.0%	0.0%	112	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	112

3. 令和2年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

（残高の単位：円）

分類		回収債権										整理債権								合計
		① 滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	② 督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	③ 督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	④ 【強制公】差押手続中のもの又は交付要求中のもの【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの	⑤ 【強制公】差押え後、換価手続中又は換価予定のもの【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	⑥ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	⑦ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	⑧ 換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	⑨ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		⑩ 【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	⑪ 所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	⑫ 債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	⑬ 債務者が破産免責決定を受けたもの	⑭ 【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	⑮ 【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	⑯ 消滅時効期間が経過しているもの		残高の合計＝上記2のD（令2実績）のケ及びケ’ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。（その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出）
過年度	未収債権の件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
過年度	未収金残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	112	0	0	112	112
現年度	未収債権の件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現年度	未収金残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ①→②→③ ⇒ 回収債権：（④→⑤）又は⑥ 又は⑦ 又は⑧ 又は⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は⑪ 又は（⑫→⑬）｝→⑭｝又は⑮→⑯

令和2年度決算見込における債務者数：1 人

令和2年度決算見込における未収債権の件数（過年度＋現年度）：1

令和2年度決算見込における未収金残高（過年度＋現年度）＝上記2のD（令元実績）のケ”：112

4. 令和2年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	納付の見込みがなく、債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるため、地方自治法施行令第171条の5に基づき、徴収停止をおこなう。	－
取組実績	令和2年1月9日所属として徴収停止の判断済。	－
課題	徴収停止済のため特になし。	－
改善策	徴収停止済のため特になし。	－

5. 令和3年度の取組内容 …「1. 令和2年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和2年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	徴収停止済のため特になし。	－